

## 札幌市住宅エコリフォーム補助金交付実施要領

[平成 22 年 4 月 28 日 都市局住宅担当部長決裁]

(最終改正 令和 4 年 2 月 24 日)

### (趣旨)

**第 1 条** この要領は、札幌市住宅リフォーム補助金交付要綱（平成 22 年 4 月 28 日都市局長決裁。以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

**第 2 条** この要領における用語は、札幌市環境負荷の低減等のための住宅リフォームの促進に関する条例（平成 21 年条令第 54 号）及び要綱で使用する例による。

### (申請の受付)

**第 3 条** 要綱第 8 条第 1 項に規定する申請受付期間は、年度ごとに別に定めるものとする。

2 要綱第 8 条第 1 項に規定する補助金交付申請書の提出を受けたときは、住宅エコリフォーム補助金交付申請書受付番号票（兼抽選番号票）（様式 1）を交付するものとする。

### (補助金交付申請に添付する関係書類)

**第 4 条** 要綱第 8 条第 1 項に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 住民票の写し（3 か月以内に発行されたもの）。法人にあっては、商業・法人の登記事項証明書又は登記簿謄本・抄本の写し（3 か月以内に発行されたもの）
- (2) 建物登記事項証明書（3 か月以内に発行されたもの、所有権に関する事項に仮差押えなど制限する事項がないもの）
- (3) 工事見積書
- (4) 施工前、施工後の設計図書
- (5) 工事箇所の写真
- (6) 納税証明書（市・道民税（法人にあっては、法人市民税）並びに申請者が市内に所有する土地及び建物の固定資産税・都市計画税）
- (7) 申請者と建物の所有者が異なる場合又は共有名義で申請者の他に所有者がいる場合は、所有者の同意書（様式 2）
- (8) 第 1 号から前号までの書類の他申請内容の確認に必要な書類

### (申請額が予定額を超えた場合の抽選)

**第 5 条** 申請受付期間内に補助金交付申請額が予定額を超えた場合、抽選により補助金交付予定者を決定するものとする。なお、申請受付期間内に補助金交付申請額がその期間の予定額に達しない場合は、申請受付期間を延長することができるものとする。

2 前項の抽選を行うときは、抽選日、抽選方法等を公表するものとする。また、抽選の結果について速やかに公表するものとする。

3 抽選の結果、当選しなかった者には、申請時に提出された書類を添えて、抽選結果通知書（様式 3）により通知する。

(完了報告に添付する関係書類)

第6条 要綱第13条に規定する関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 請負契約書及び領収書の写し
- (2) 工事完了箇所の写真(省エネ改修工事の内、床、屋根又は天井、外壁の断熱改修工事においては、適正量の断熱材を施工していることが分かる施工中の写真も添付)
- (3) 窓及び玄関扉の断熱改修工事においては、出荷を証する書類
- (4) 高断熱浴槽及び節水型便器への改修工事においては、性能を証する書類
- (5) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく建築確認を要する工事においては、同法に基づく検査済証の写し
- (6) 自ら所有する賃貸の用に供する住宅の工事においては、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録通知書の写し
- (7) 補助金交付申請後、住所を変更したときは、住所変更後の住民票
- (8) 総工事費が、補助金交付申請時の工事見積書の金額と変わったときは、変更金額と変更内容がわかる書類(追加工事分の見積書等)
- (9) 工事完了箇所の写真で工事内容が明確に確認できない場合、出荷を証する書類
- (10) 口座振込申出書(様式4)又は通帳等の写し(金融機関名、店名、口座番号、口座名義(氏名カナ)が確認できる箇所)
- (11) 第1号から前号までの書類の他工事内容の確認に必要な書類

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

要領様式

要領関係条項	名称	様式
第3条	住宅エコリフォーム補助金交付申請書受付番号票(兼抽選番号票)	様式1
第4条第7号	同意書	様式2
第5条第3項	抽選結果通知書	様式3
第6条第10号	口座振込申出書	様式4

(要領様式 1)

札幌市住宅エコリフォーム補助金交付申請書受付番号票 (兼抽選番号票)

様の受付番号 (抽選番号) は 

番
---

 です。

受付日 年 月 日

受付期間 ( 年 月 日から 月 日) 内に補助金交付申請額が予定額を超えた場合は、抽選を行います。

○抽 選 日 (予定) : 年 月 日 ( 曜日)

※抽選の有無や抽選方法、抽選結果は、札幌市公式ホームページでお知らせいたします。なお、抽選は公開いたします。

(<http://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/03reform/eco/eco.html>)

※ホームページをご覧になれない場合は、下記連絡先にお問い合わせください。

※抽選の場合、落選者には抽選結果通知書を送付いたします。当選者には内容審査後、補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書を送付いたします。

※抽選がなかった場合は、内容審査後、補助金交付決定通知書又は補助金不交付決定通知書を送付いたします。

**注意事項**


- ※1 補助対象要件の適合が確認できない場合 (住民票、建物登記事項証明書、納税証明書等が未提出) は、上記抽選対象から除かれる場合があります。担当者の指示に従い、受付期間内に不足書類を提出する等の対応をお願いいたします。
- ※2 工事の着手は、補助金交付決定通知日以降に行ってください。事前に着手していた場合は、補助金交付の対象外となります。
- ※3 補助金交付決定前に、申請を取り下げる場合は、住宅エコリフォーム補助金交付申請取下届 (要綱様式2) を速やかに提出してください。
- ※4 申請及び報告内容等確認のため、現地確認を行う場合があります。

〔連絡先〕

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市都市局市街地整備部住宅課 (民間住宅担当)

Tel 211-2807

(所有者)  捨印

(申請者氏名)

\_\_\_\_\_様

## 同意書

札幌市住宅エコリフォーム補助金交付申請にあたり下記建物の工事を行うことに同意します。

建物	住居表示 又は 家屋番号	札幌市 区
工事の内容	<input type="checkbox"/> 浴室の改良 <input type="checkbox"/> 便所の改良 <input type="checkbox"/> 階段の改良 <input type="checkbox"/> 段差の解消 <input type="checkbox"/> 廊下の拡幅 <input type="checkbox"/> 手すりの設置 <input type="checkbox"/> 出入口の戸の改良 <input type="checkbox"/> 玄関前スロープの設置 <input type="checkbox"/> 窓の断熱改修 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修 <input type="checkbox"/> 屋根又は天井の断熱改修 <input type="checkbox"/> 外壁の断熱改修 <input type="checkbox"/> その他工事	

年 月 日

(所有者)

氏 名

印

※この同意書は、申請者と所有者が異なる場合又は共有名義で申請者の他に所有者がいる場合に提出が必要です。

第 号  
年( 年) 月 日

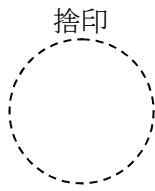
様

札幌市長

抽選結果通知書

住宅エコリフォーム補助金交付申請受付期間内に補助金交付申請額が予定額を超えたため、 年 月 日に抽選を行いました。

年 月 日付け 番で受付した住宅エコリフォーム補助金交付申請については、落選となりましたので通知します。なお、申請時に提出された書類を返却します。



(要領様式 4)

(あて先) 札幌市長

申請者 〒 \_\_\_\_\_  
住所  
  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
電話 \_\_\_\_\_

口座振込申出書

札幌市住宅エコリフォーム補助金に係る振込口座について、下記のとおり申し出ます。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合 労働金庫	本・支店名	本店 支店 出張所
口座種目	普通預金 / 当座預金 / その他		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

(注) ・口座名義人は、補助金交付申請の申請者と同一にしてください。

- 備考 ・通帳等の写しの提出をもって、この様式の提出に替えることができます。
- ・通帳の写しを提出する場合は、金融機関名・店名・口座番号・口座名義（氏名カナ）が確認できるページ（ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込用受取口座の印字があるページ）の写し。
  - ・ネット銀行等で通帳がない場合は、金融機関名・店名・口座番号・口座名義（氏名カナ）が確認できる画面を印刷したもの。